6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

動物の正しい飼い方を普及・啓発し、動物による危害や被害を未然に防止するため、6月1日から30日まで県下一斉に「動物の正しい飼い方推進月間」が実施されます。

動物を飼っている方は、次の事項を守りましょう。

○捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは、家族の一員として終生飼うようにし、決して捨ててはいけません。

動物をみだりに捨てると、「動物の愛護および管理に関する法律」により罰せられます。

○避妊・去勢のすすめ

犬や猫を飼っている方で、繁殖を希望しない方は、不幸な命が生み出されないよう、避妊・去勢手術を受けることをおすすめします。

○犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは、農作物の被害や事故の原因となります。

犬の放し飼いは絶対にしないでください。

○犬の散歩はエチケットを守りましょう

散歩時の排泄物は飼い主の責任で始末してください。

また、散歩時は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が連れて行きましょう。

○しつけの実施

他人に迷惑をかけることのないよう、飼い主の方は、必ずしつけをしましょう。

○犬の登録と狂犬病予防注射は必ず受けましょう

犬の登録をしていない方、平成23年度の狂犬病予防注射を受けていない方は、速やかに行ってください。

○危険な動物の飼育許可

毒へびやワニなど、人に危害を加える恐れのある危険な動物を飼う場合は、県知事の許可が必要です。

※やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫の引き取りについては、千葉県動物愛護センター（☎0476―93―5711）にご相談ください。

詳しくは、市役所環境課☎443―1406へ。

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

ペット用の防災用品も用意しましょう

地震や火災、水害などの災害時に、ペットでのトラブルが起きないよう、飼い主の方は、日ごろからペットのしつけに努めるとともに、避難用のケージやキャリアケース、ペットフード、ペット用衛生用品、連絡先を明記した迷子札など、ペット用の防災用品を用意しておきましょう。

詳しくは、市役所環境課☎443―1406へ。

犬のしつけ方教室

とき　毎月第3火曜日
午後1時30分～4時30分

ところ　千葉県動物愛護センター

内容

・講義
教室開催の目的、関係法令、適正な飼養・健康管理、犬の本能や習性

・実技
モデル犬による実演および演習

○次の条件に該当する飼い犬は、同伴も可能です。

参加条件

・蓄犬登録されている犬で、当該年度の狂犬病予防注射を行った犬であること

・混合ワクチン接種を行った健康な犬であること

・参加される飼い主の方が制御できる犬であること

申し込みなど詳しくは、千葉県動物愛護センター☎0476―93―5711へ。

八街市役所地球温暖化対策実行計画を策定

市では、地球温暖化対策を推進するため「八街市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

1 計画の基本的事項

計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条および京都議定書目標達成計画に基づいて、市の事務および事業に関して温室効果ガスの排出量削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までとします。

3 計画の基準年度

目標設定の基準とする年度は、平成20年度とします。

4 計画の目標

基準年度（平成20年度）に比べて平成27年度までに6％削減することを目指します。

5 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、「二酸化炭素（CO_2）」、「メタン（CH_4）」、「一酸化二窒素（N_2O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」の4種類とします。

6 対象とする事務・事業の範囲

市が実施する全ての事務および事業を対象とし、庁舎におけるもののみならず、出先機関および市立学校なども含めます。

ただし、外部への委託などによって実施している事業および基準年において存在しない施設、また、計画の期間内に開設した施設に関しては対象外とします。

詳しくは、市役所環境課☎443―1406へ。